

鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う6次産業化や農商工連携による取組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、本市の農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付け第201400200732号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する事業であって、別表1第1欄に掲げるものとする。
2 補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を行う別表1第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表1第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。以下「補助対象経費」という。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）と同表第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 単年度における認定プラン（もうかる6次化・農商工連携支援事業実施要領（平成27年3月30日付け第201400200732号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき鳥取県の認定を受けたプランをいう。以下同じ。）1件あたりの補助対象事業に係る本補助金の合計額は、別表1第2欄に掲げる補助対象事業者の区分ごとに同表第5欄に掲げる額以下とする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表2第2欄に掲げる事業区分にかかる同表第1欄の要件のいずれかに該当する事業については、別表1第3欄の補助対象経費に別表2第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。この場合において、別表1第2欄に掲げる補助事業対象者の区分ごとの単年度における補助対象事業に係る本補助金の合計額は、同表第5欄に掲げる補助上限額に、別表2第3欄に掲げる事業区分が6次産業型であるものには3分の4、農商工連携型であるものには3分の2を乗じた額以下とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定に該当する者は、前項に定めるもののほか、規則第4条第4号に規定する書類として実施要領に基づく計画承認通知の写し及び計画書を添付しなければならない。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の2月20日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(補助金の返還等)

第11条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)のうち第5条第3項に基づく交付を受けたものが、別表第2第4欄に該当する場合は、速やかに市長に対し、様式第3号により報告しなければならない。この場合において、交付された本補助金の額に4分の1を乗じた額を上限に、規則第13条第1項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第14条第1項により本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 天災等、雇用主の責めに帰さないやむを得ない事情により同表第1欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合
- (2) その他市長が特に認めた場合

(収益納付)

第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(利用状況等の報告)

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業により導入した機械等の利用状況等について、実施要領別記様式2によって市長が別に定めるところにより報告するものとする。
- 2 前項の報告は、認定プランの期間の最終日の属する年度の翌年度まで行うものとする。ただし、当該認定プランの目標に対する実績が7割に満たない場合は、補助対象事業により導入した機械等の耐用年数まで報告の期間を延長するものとする。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱の規定によりプランの認定を受けている事業の補助対象経費については、なお従前の例による。

別表1（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助額上限	備考
6次産業型	農林漁業者	6次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び施設・機械の整備（30千円以上のものに限る。）等に要する経費 ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産（土地代及び建築物）の購入及び土地基盤の整備 ・農林水産物の生産に係る施設・機械機器整備 ・県が行う認証又は許可等の申請に係る経費（継続認定等に係る調査手数料等を含む。）及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費（受講料、旅費等）	2分の1	4,500千円	工事費及び委託費については、県内事業者が施行又は実施したもの（やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ市が認めた場合を含む。）に限り、補助対象経費とする。
	農林水産業を営む法人			10,500千円	
	任意組織（規約を有すること） 農漁協			受益者1人あたり 4,500千円 （上限45,000千円）	
農商工連携型	食品加工業者等	農林漁業者（団体を含む。）と連携した取り組みに必要な施設・機械の整備（30千円以上のものに限る）に要する経費 ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産（土地代及び建築物）の購入及び土地基盤の整備	3分の1	10,000千円	

別表2（第5条関係）

1 嵩上げ要件	2 対象となる事業区分	3 嵩上げ後の補助率	4 届出
(1) プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合	6次産業型	3分の2	プランの期間内に認証等を取付できない場合
	農商工連携型	2分の1	
(2) 事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を県内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合 ア 事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「切り替え加工品」という。）の県内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。 イ 整備する機械施設等は、切り替え加工品の製造に必要最小限な能力とすること。	6次産業型	3分の2	プラン終了年度の翌年度に第1欄（2）の要件を満たせない場合
	農商工連携型	2分の1	

様式第1号（第6条関係）

年度鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業計画書

1 プラン名
（事業区分 _____）

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合計	円	

(1) 種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

(2) 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳		備考
		市補助金	その他	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

6 嵩上げの内容等

要綱別表2第1欄の区分	内容
(1) 海外認証等	認証制度名 () 認証取得見込時期 ()
(2) 県外加工から県内加工への「切り替え」	切り替え対象製品名 () 切り替え達成見込時期 ()

7 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費 円 円
その他					
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

8 事業完了予定年月日

9 県内業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

10 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後尾、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

1 1 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

1 2 添付資料等

- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農林水産業を営む法人、任意組織、農漁協等の場合）
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。
選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入すること。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料
- (6) 農林漁業者との連携による食品加工に取り組む場合は、締結した契約書の写し

別紙1

種 目・項 目	本補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第2号（第9条関係）

年度鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業報告書

1 プラン名
（事業区分 _____）

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合計	円	

- (1) 種目・項目欄には、本事業により導入した機械・施設等の名称を上段に記載し、下段に仕様・形式を括弧書きで記載すること。
- (2) 事業計画書において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあって、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙2に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳		備考
		市補助金	その他	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

6 嵩上げの内容等

要綱別表2の第1欄の区分	内容
(1) 海外認証等	認証制度名 () 認証取得見込時期 ()
(2) 県外加工から県内加工への「切り替え」	切り替え対象製品名 () 切り替え達成見込時期 ()

7 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 円 市費 円
その他					
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

8 事業完了年月日

9 添付資料等

- (1) 事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
- (2) 施設を建設する場合で設置場所の変更をしたときは、建設地の地目・地番のわかる資料、農地・建築等に関する連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料
- (3) 施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要なときは、許可証の写し等の手続がわかる資料。

別紙2

種 目・項 目	本補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けた金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

氏名

印

嵩上げ要件に係る届出書

鳥取市もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱別表2の第1欄の要件を達成できない理由
- 2 上記1にかかる今後の対応